

議会運営委員会

日 時 平成 27 年 11 月 5 日 (木) 午前 10 時 00 分 ~

場 所 第 3 委員会室

1 福知山市議会・亀岡市議会 議員定数等における意見交換会について

2 その他

議員報酬等検討委員会意見交換会質問事項

1 議員定数について

議員定数を26人から24人に削減に至った経緯について。
別紙 1のとおり。

これまでの定数改正の時期と、その理由、その時の人口等は。

昭和34年（定数：38人 30人、人口42,400人）

平成13年（定数：30人 28人、人口95,890人）

平成18年（定数：28人 26人、人口95,064人）

平成26年（定数：26人 24人、人口91,910人）

議員定数削減にあたっての具体的な検討方法は。

平成13年（平成12年：議員定数条例設置特別委員会を設置、検討）

平成18年（平成18年：議員定数検討特別委員会を設置、検討）

平成26年（平成23年～24年：議会改革推進特別委員会

平成25年～26年：議会運営委員会で検討）

削減数の根拠。適正な定数をどのように考えるのか。

議会報告会などによる民意の吸収機能の充実及び委員会での調査充実など議会運営上の工夫に努めることにより、削減しても議会機能を維持、充実させることが可能である。

本会議での採決で可否同数になった場合には議長が決定する。議長の決定が頻繁に起こると議長の中立性が損なわれる。それを防ぐため定数は偶数にするのがよい。また、議案審査、市政運営のチェックは常任委員会（3常任委員会）に委ねている。常任委員会で十分な審査、討議を行うために必要最小の人数は7人が妥当と考え、議長等の委員外議員を含め、議長の中立性を考慮し24人とする。

議会での同意の取り方は。

議会運営委員会での協議内容については、随時会派会議で議員間の情報共有を図り、全員協議会で報告。

6人の参考人はどのような方が。

元代表監査委員、元教育委員長、大学名誉教授2名、大学准教授、

元亀岡市議会副議長

定数を改正した結果によるメリット、デメリット。

特になし。

検討時にはメリットとして歳出削減、効率的な議会運営、デメリットとして監視機能・立法機能の低下、市民意見聴取の低下が懸念された。

定数削減前と削減後の、議会活動及び議員活動の変化は。削減による弊害はないか。

現在のところなし。

市民からの意見聴取や市民への説明機会の持ち方は。また削減後の市民の反応は。市民意見の聴取はパブコメを活用。検討内容は他の委員会と同様に、ホームページで公開し説明機会を補完。また、削減後の市民の反応は特になし。

2 議員報酬について

議員報酬の基本的な考え方、算出根拠について。

現行：(H18.7～) 議長 56万円、副議長 49万円、議員 44万円 <月額>

(H8.12～) 議長 58万円、副議長 50万5千円、議員 45万円 <月額>

(H4.4～) 議長 52万円、副議長 45万円、議員 40万円 <月額>

過去から市長が亀岡市特別職報酬等審議会に諮問し、答申を受け改正されてきた。平成8年12月改正をピークに議員報酬は増額傾向にあったが、平成18年7月からは行財政改革の観点から減額改正された。市民に説明できる適正な報酬額については、適正な定数と同様に基準がないことから常に議員自らの課題として検討課題に挙がっており、15期議員において、定数の議論とともに議運で検討を行った。また、現在の16期議員においても検討中である。

議会運営委員会での検討(素案)について(平成25年、26年度)

- ・地方分権が進み議員の活動量が増大し、さらに監視能力や審議能力の向上、政策提言や立案が求められている。活動に専念するためにも報酬は下げるべきでない。
- ・議会は、様々な職業、年齢、居住地域などから議員が選ばれ、多様な市民意見を市政に反映させなければならない。特に若年層の市民が議員に立候補できるようにするには生活給的な水準を考慮するべきで報酬は下げるべきではない。

議員報酬の現状維持について、どのような協議・検討が行われたのか。

別紙 1のとおり。

議員定数を削減して、議員報酬を増額するなど、定数・報酬を関連させた要素があったのか。

関連する内容との考えから、定数について一体的に議論を行った。

現在の議員報酬の市民からの評価はどのようなものか。また、議会報告会などで市民への説明はされたのか。

報酬について、議会報告会などを通して市民の声は聴いていない。

報酬審査会での答申で決められているのか。

平成25年、26年度の検討では特別職報酬等審議会への諮問は実施していない。

報酬以外で、費用弁償等、市が負担しているものの現状は。

政務活動費を支給。費用弁償は支給していない。

3 政務活動費について

額の算出根拠と検討方法は。

「亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例」第2条に基づく。

- ・会派一人当たり月額1万5千円とし、当該年度3月分までを一括して5月までに交付。金額の明確な算出根拠はない。

参考：平成23年度に月額1万円から1万5千円に増額。この際、京都府下の現状を参考にした。

（市議会名）	（交付金額）
宇治市議会	（会派）36万円/人、（個人）24万円
舞鶴市議会	26万円
八幡市議会	24万円
綾部市議会	20万円
福知山市議会	18万円
亀岡市議会	18万円
京田辺市議会	18万円
京丹後市議会	18万円
城陽市議会	15万円
長岡京市議会	15万円
向日市議会	12万9600円
宮津市議会	12万円
南丹市議会	12万円
木津川市議会	（会派）12万円、（無所属）8.4万円

平成27年度から議会運営委員会で検討中。

政務活動費の会派支出と、議員個人支出への考え方は。

亀岡市議会では、政務活動費における一人会派の考え方により支出している。

一部、個人支出の意見もあるが現状の支出方法が適正と考える。

政務活動費の事後精算支出についての考え方は。

現在のところ一括交付となっている。事後精算支出となると議員が一旦立て替えて支払いをすることとなり、議会活動にも影響が出ると考えられ検討していない。

政務活動費を使用した活動で、特色ある活用事例は、
特になし。

人件費・事務所費・チラシやニュース等、使途の内容について。

主なものは下記のとおり。なお、亀岡市議会では人件費、事務所費の実績はなし。

広報費

会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費。

ただし、政党活動、後援会活動、議会以外の団体活動等が内容に含まれるものは対象とならない。

内 訳	留 意 事 項
1 印刷製本費	広報紙・報告書等を作成するために必要な印刷代（コピー代含む）・写真現像料、ホームページ作成及び管理に要する費用等
2 会場費	住民に報告し、PRするため必要な会場借上料・放送設備代等
3 文書通信費	文書の発送費、通信費等
4 茶菓子代	会議等に要する茶菓子代
5 その他	振込料その他広報活動を行うために要する経費

* 議員個人のホームページに要する経費には充当できない。

* 所属政党・団体、後援会等に対する報告会等は対象としない。

人件費

会派が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費。

内 訳	留 意 事 項
1 給与	政務活動を補助する事務員の給与
2 賃金	政務活動を補助するアルバイトの賃金
3 手当	通勤手当、残業手当等
4 その他	社会保険料等

* 原則として、会派の事務所を設置し、政務活動に係る事務に従事する者を雇用する場合の給与及び賃金等とする。

・ 政務活動以外の活動に係る事務も兼ねている場合には、業務実態に照らし、それぞれの活動に要した勤務時間割合等、合理的な理由により、按分する。

・ 事務職員を雇用する場合は、事前に会派事務職員等雇用届（別記第2号様式）を提出すること。

・ 勤務日数がわかるように出勤簿等を作成し、会派で保管すること。

・ 職員の雇用にあたっては、労働基準法、所得税法、雇用保険等各種法令を遵守すること。

* 人件費は議員の家族や親族には充当できない。

事務所費

会派が行う政務活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費。

内 訳	留 意 事 項
1 事務所の賃借料	設置目的が政務活動のためのものであり、実際に政務活動に使われており、以下の要件を備えている事務所に係る経費 (事務所要件) ・「事務所であること」がわかるような表示がされていること ・会派事務所であることが分かるように会派名を表示すること。 ・事務所としての機能(事務スペース、応接スペース、事務用備品等)を有していること。 ・「事務所設置届」(別記第3号様式)が提出されていること。
2 維持管理費	事務所の光熱水費等
3 備品購入費	政務活動に要する備品購入費
4 文書通信費	文書の発送費、通信費等
5 その他	会派事務所で使用する上記以外のもの、その他会派が行う政務活動に必要な経費(使用目的を明確にすること)

* 自己所有の事務所については、事務所の賃借料として政務活動費にはあてることができない。

* 事務所を変更・廃止した場合は事務所変更(廃止)届を提出すること。(別記第3号様式)

行政以外の視察先について。

行政以外でも政務活動に必要な視察は可能。(例)NPO法人への視察など。

視察を市政や政策提言に反映させるための取り組みは。

一般質問等において、他自治体等の先進事例として取り上げている。

按分率について具体的事例は。

なし。

収支報告書の書式があればどのようなものか。

別紙 2のとおり

(「亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例」第5条 第6号様式)

4 その他

パブコメは37人の市民の方から意見が寄せられていたということであるが、37人の年齢層は。
不明。

議会は多様な階層の方々に構成されるのが望ましいと考える。定数や報酬は、現役世代の議員のなり手や議会への参加意識の向上とも関連深いと考えるがご所見は。

これまでの検討においても、議員は多様な階層から構成されることが望ましいことや、若い世代が議員として活動できるように報酬を改定すべきとの意見が出されている。また、議会に関心を持ってもらえることが、若い世代の立候補につながると考える。

議会運営委員会検討の経過

1 検討経過

議会運営委員会（H25.10.4）

議長が議運へ議員定数及び報酬の検討を諮問。

第1回委員会（H25.11.18）

議会運営に関する所管事項とは切り離して検討を行うことを決定。

第2回委員会（H25.12.4）

各議員の意見を把握するため、議員アンケート調査を実施することを決定。

第3回委員会（H25.12.12）

議員アンケート内容を検討。定数及び報酬に関する考え 適正な数字とその理由
定数と報酬との関連からの見直しを設問に決定。アンケートは12月27日まで実施。

第4回委員会（H26.1.24）

アンケート調査結果のまとめ。条例改正の必要があればH26.9月定例会提案を確認。

第5回委員会（H26.2.27）

市民アンケート及び特別職報酬等審議会への諮問は行わず、議会で素案を決定しその後、別の方法で外部意見聴取の実施を決定。議員アンケート調査の結果から論点整理。
（定数検討の論点） 監視機能 立法機能 市民意見聴取 基本条例 市域、人口、他市比較 委員会構成

（報酬検討の論点） 人材確保・生活保障 議会活動

第6回委員会（H26.4.7）

委員が各会派内に報告・意見を聴取し、次回議運で議論することに決定。

第7回委員会（H26.4.25）

意見がまとまっていない会派もあり、全員協議会で各議員の意見聴取を決定。素案確定段階で市民意見聴取の方法としてパブリックコメント（パブコメ）の実施を決定。

全員協議会（H26.5.8）

全議員の意見を聴取。

第8回委員会（H26.5.15）

定数は2人削減し24人、報酬は現行維持とし全員協議会で報告へ。パブコメのほか参考人招致を決定。6月定例会の議運（5/23、6/11、6/19）で詳細を決定。

全員協議会（H26.6.27）

全議員の意見を聴取。委員長が素案を報告。定数に関して減数の根拠が不明確との反対意見が出されたが、委員会での議論を経た結論を尊重するとの意見も出された。

第9回委員会（H26.6.27）

全員協議会終了後、委員会を開催。各議員に素案決定経過を報告することとした。

（参考）

H23.2～H25.2までの議会改革推進特別委員会で「議員報酬・定数」を検討したが、結論に至らず議会運営委員会に引き継いだ。

2 素案

定数

(1) 素案

議員定数は、現行の26人から2人削減し、次期選挙から24人とする。

(2) 主な意見

・本市議会は原則、常任委員会に議案等の審査を委ね、各委員会で詳細に、集中的に審査をしている。現在の常任委員会制度(3委員会)を堅持しつつ、十分な審議、討議を行うために必要な1常任委員会当たりの人数検討した結果、7人が妥当と考え、それに議長及び監査委員(議会選出)が加わり23人とする。

・議会運営の方法を見直し、議員の資質向上を図ることで削減は可能である。

・定数上限(H23年自治法改正により撤廃)の30人に2割を削減し、24人とする。

・過去に削減をしてきた。議会は監視機能の充実を図り、市民の多様な意見を吸収し反映させなければならない。そのためには削減するべきではない。

・本会議での採決で賛否同数の際には議長裁決で決定される。それが多発すると議長の中立性の面で好ましくない。中立の立場である議長の裁決を避けるためには定数が偶数であることが望ましいとされており、他市議会の多くが偶数にされている。

(3) 意見集約

削減に反対意見もあったが、賛成意見が多数で削減へ。定数23人と24人の意見があったが、議長中立の面から「議員定数を2人削減し24人とする」を素案とした。

報酬

(1) 素案

議員報酬は、現行の報酬額(議員月額44万円)を維持する。

(2) 主な意見

・議員は地方分権が進み活動量が増大しているうえ、更に監視能力、審議能力を高め、絶えず調査研究に努め、政策を提言していくことが求められている。その活動に専念するためにも一定の報酬は必要で下げるべきではない。

・交通費実費支給もない状況のなか、報酬を下げるべきではない。

・様々な職業、年齢、性別、居住区域などの市民が議員に選ばれ、多様な市民意見を反映させなければならない。特に若者が議員に立候補できるようにするには生活給的な水準を考慮し、現行を下げるべきではない。

・前回改正(平成18年行政改革の観点から特別職報酬等審議会の答申を受け1万円減額)前の45万円に戻すべき。

・1万円増額しても若者の議員立候補者が増すとは思えない。現行を維持するべき。

(3) 意見集約

下げるべきでないで一致。多くの増額は望めない中、前回改正前の 45 万円にする意見と現行維持の意見に分かれた。最終的に採決を行い、「現行を維持する」に決定。

3 素案に対するご意見

(1) 参考人からの意見聴取

議会運営委員会 (H26.7.29)

素案について 6 人の参考人から意見を聴取。

(2) パブコメによる市民意見の聴取 (H26.8.6 ~ 9.5)

素案に対するパブコメを募集。その結果、37 人の市民から意見を聴取。

(議員定数 : 36 件、議員報酬 : 7 件)

4 答申 (結論)

第 10 回委員会 (H26.9.16)

参考人及び市民意見をもとに検討。意見は下記のとおり。

- ・市民は議会をよく見ておられ議員定数が市民の権利として意見が書かれている。
- ・反対意見をお持ちの方からパブコメを寄せられたように思う。大半は賛成である。

結論は、会派の意見をまとめ次回の議会運営委員会を出すことを決定。

第 11 回委員会 (H26.9.18)

会派の意見を出し合い検討。パブコメを尊重し定数削減には反対の会派、素案に賛成と反対の双方の意見に分かれる会派もあったが、素案に賛成の会派が多かった。

結果は 定数 : 24 人 (2 名減) 報酬 : 現行どおり と決定。

全員協議会 (H26.9.30)

上記内容を報告。

平成 26 年 9 月定例会に提案し可決

一般質問（個人質問）の質問時間制限について

先例 1 2 1 より

6月、9月及び12月定例会での個人質問は、答弁時間を含め1人45分以内とする。

平成25年5月13日 議会運営委員会決定

（意見）

- ・ 答弁時間に制限を設けないと、答弁が長く繰り返される。
- ・ 45分間の中で議員の質問時間は担保できる。
- ・ 円滑な議会運営となり、議事進行の予定も市民にわかりやすい。

平成27年2月23日 議会運営委員会協議

（意見）

- ・ 定数2名減に応じた時間配分増（1.1倍）を。
- ・ 答弁時間を含めて配分すると質問がやりにくい。
- ・ 質問に対する答弁が長く、繰り返されるため、ルールを設けたものである。
- ・ 現状の持ち時間のなかでいかによい答弁を引き出すかが大事である。
- ・ 45分の中で答弁が中断されないよう終わらせるかは議員のテクニックである。

< 参考 >

- ・ 個人質問平均（H25.6～H27.6、3月除く）
本市：質問時間40.5分、質問人数21人
類似団体：質問時間48分、質問人数15人（H26.1末）
- ・ 本市議会における制限時間超過時の取り扱い
音声カット・会議録不掲載（不規則発言とみなす）

予算、決算審査 京都府議会、京都市会の状況

議会	委員会	審査する議員	議案審査	設置時期等
京都府議会	予算特別委員会 (当初) 【構成】 予算特別委員会は全議員で構成	議員の半数で「小委員会」を構成し審査	予算特別委員会(全体会) 小委員会審査(議員の半数) 予算特別委員会(全体会)で総括質疑 予算特別委員会で審査報告、討論・採決	1年間設置 (平成27年5月22日設置)
	予算特別委員会 (補正)	全議員(常任委員会単位の分科会)	予算特別委員会(全体会) 分科会審査 予算特別委員会(全体会)で分科会審査報告、討論・採決	
	決算特別委員会 【構成】 決算特別委員会は議員の半数で構成	議員の半数	決算特別委員会(全体会) 全体会審査 決算特別委員会(全体会)で知事等に対する総括質疑 討論・採決	9月定例会
京都市会	予算特別委員会 (当初)	全議員(分科会)	予算特別委員会(全体会) 分科会審査 (常任委員会単位ではない) 予算特別委員会(全体会)で市長等に対する総括質疑 予算特別委員会(全体会)で分科会審査報告、討論・採決	予算案(当初、補正)が提出されるごとに設置
	予算特別委員会 (補正)	全議員(分科会)	予算特別委員会(全体会) 分科会審査 (常任委員会単位ではない) 予算特別委員会(全体会)で分科会審査報告、討論・採決	
	決算特別委員会	全議員(分科会)	決算特別委員会(全体会) 分科会審査 (常任委員会単位ではない) 決算特別委員会(全体会)で市長等に対する総括質疑 決算特別委員会(全体会)で分科会審査報告、討論・採決	9月定例会

亀岡市議会	予算特別委員会	議員の半数	当初予算は予算特別委員会で審査。 補正予算は常任委員会で審査。	3月定例会
	決算特別委員会	全議員		6月定例会
舞鶴市議会	予算決算委員会	全議員	予算審査 ・付託後の全体会は省略（文書送付）。 分科会（常任委員会単位）に分かれ審査。 全体会で分科会委員長への質疑、討論、採決を実施。	常任委員会として設置
	予算決算委員会	全議員	決算審査 常任委員会を単位とした分科会に分かれ審査。 全体会で分科会委員長への質疑、討論、採決を実施。	”